実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小牧市	東部地区 (①味岡、②篠岡、③陶、④大草)	令和3年3月26日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

1)±	646 ha				
27	323 ha				
(3)±	118 ha				
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	61 ha			
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.6 ha			
4 ±	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 17.7 h				
(備考)					

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備者欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ▶・農業者の高齢化が進み、耕作放棄地が増えているが、畑は受け入れ先がほとんどなく、集積化が難しい。
- ・果樹栽培農家も高齢化し、後継者もいないため、市の特産品である「しのおかの桃」の栽培面積が減少している。
- ・農地の相続により地主が分散化してしまうことで、耕作放棄地が増えている。
- ・担い手との繋がりが希薄であり、地域の受け手としての認知度が低い。
- •イノシシ等の鳥獣被害が増加している。
- ・亜炭鉱跡の農地の陥没が不安材料となっている。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・①味岡地域の水田利用は認定農業者1経営体が担っていく。
 - ·②篠岡地域の畑利用は認定農業者2経営体、認定新規就農者1経営体、水田利用は認定農業者3経営体が担っていく。
 - ・③陶地域の畑利用は認定農業者4経営体、水田利用は認定農業者1経営体が担っていく。
 - ・ ④大草地域の畑利用は認定農業者4経営体、水田利用は認定農業者3経営体が担っていく。
 - ・そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
 - 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 - 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
属性		3077				
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.2 ha	2
認農法	В	養鶏	– ha	養鶏	– ha	
認農	С	水稲、野菜	4.5 ha	水稲、野菜	6.0 ha	2
認農	D	ぶどう	2.2 ha	ぶどう	2.2 ha	3
認農	E	ぶどう	1.4 ha	ぶどう	1.4 ha	4
認農法	F	水稲、野菜	54.1 ha	水稲、野菜	56.0 ha	2
認農	G	桃	1.0 ha	桃	1.5 ha	3
認農	Н	ぶどう	1.8 ha	ぶどう	1.8 ha	2
認農	I	ぶどう	1.8 ha	ぶどう	1.8 ha	4
認農	J	ぶどう	1.2 ha	ぶどう	1.2 ha	4
認農	K	桃、柿、みかん、梨	1.5 ha	桃、柿、みかん、梨	2.1 ha	3
認農	L	水稲、果樹	6.5 ha	水稲、果樹	8.5 ha	4
認農	M	水稲、果樹	2.4 ha	水稲、果樹	2.7 ha	3
認農	N	桃	2.0 ha	桃	2.0 ha	3
認農法	0	水稲、麦、野菜	35.9 ha	水稲、麦、野菜	37.0 ha	1
認農	Р	水稲、野菜、果樹	0.8 ha	水稲、野菜、果樹	1.2 ha	4
認農	Q	水稲	21.7 ha	水稲	30.4 ha	2
認農	R	水稲、果樹、野菜	2.7 ha	水稲、果樹、野菜	3.2 ha	4
認農	S	ぶどう	1.2 ha	ぶどう	1.3 ha	4
認就	Т	花き	0.1 ha	花き	0.2 ha	2
計	20人		143.0 ha		160.7 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。
- 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
- 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことから、農地中間管理事業へ円滑に移行する。
- ・所有者が耕作できず、貸し出しを希望する農地は、農地情報バンクへ登録し、意欲のある農業者へ情報提供する。
- ・農地中間管理事業を活用し、農業者や県、農協と連携を図りながら、農地集積を目指す。
- ・農業者や県、農協と連携を図りながら、モモ栽培サポーター養成講座を利用した新規就農の促進や、担い手の確保を行い、地域農業の振興を目指す。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。